

新潟大学佐渡自然共生科学センター・教員公募要項

1. 所属 新潟大学佐渡自然共生科学センター

2. 担当部局・学部・研究科

- ・ 佐渡自然共生科学センター森林領域／演習林
- ・ 理学部・農学部：流域環境学プログラム，フィールド科学人材育成プログラム
- ・ 大学院自然科学研究科：流域環境学コース，フィールド科学コース
- ・ 大学院総合学術研究科：フィールド科学プログラム

3. 担当予定科目

- ・ 学部：基礎農林学実習，持続可能な森林管理演習及び実習，野生植物生態学実習，フィールドワーカーのためのリスクマネジメント実習，森・里・海フィールド実習等
- ・ 大学院：フィールド科学特論 等

4. 専門分野 森林圏科学

5. 職種・人員 助教（常勤，任期5年（※再任審査により更新可））1名

※別添「新潟大学佐渡自然共生科学センターに所属する任期制教員の再任審査に関する要項」による。これに加えて，研究活動として着任から5年間でSCI登録雑誌及び日本学術会議の協力学術研究団体が発行する学会誌の査読付き論文を3編以上発表すること、及び科学研究費助成事業等の競争的研究費の研究代表者としての新規獲得が1件以上あること又は継続採択の期間が2年以上あること。

6. 採用予定日 令和8年9月1日以降のできるだけ早い時期

7. 給与 年俸制(国立大学法人新潟大学新年俸制教員給与規程)，その他、本学の諸規程による。

8. 職務内容・条件及び勤務地

<職務内容・条件>

- 1) 佐渡自然共生科学センター森林領域（演習林）を拠点として，森林圏科学（森林生態学，造林学，森林計画学，森林水文学等）に関する研究を推進する。併せて，海洋領域，里山領域，コミュニティデザイン室の教員と連携し，佐渡島の自然環境を活用した森・里・海の統合的研究を推進する。
- 2) 理学部，農学部，大学院自然科学研究科，大学院総合学術研究科において，森林圏科学およびフィールド科学に関する教育・研究に熱意をもって取り組む。
- 3) 佐渡自然共生科学センター，大学院，学部，プログラム等の運営に積極的に取り組む。
- 4) 教育関係共同利用拠点活動，国際交流，地域連携，産学連携に積極的に取り組む。

<勤務地>

新潟大学佐渡自然共生科学センター演習林（新潟県佐渡市小田 94-2）

9. 応募資格

- 1) 博士の学位を有すること。
- 2) 森林圏科学の分野で優れた研究・教育業績があり、専門分野の講義や実習を担当できること。
- 3) 佐渡市内に居住可能であること。

10. 応募書類

- 1) 履歴書：様式任意。氏名、現住所、電話番号、メールアドレス、大学入学以降の学歴、職歴、学位、学会・社会活動、資格、賞罰を記入のうえ写真を貼付し署名すること。
- 2) 研究業績書：様式任意。著書、学位論文、査読付き研究論文（SCI 雑誌に掲載された論文はその旨を明記すること）、総説、その他研究論文・報告書等、特許、最近 5 年間の学会発表（国際と国内に分けて、招待講演の場合はその旨を明記すること）。
- 3) 国際交流、地域連携、産学連携などに関わる実績がある場合には、その内容を示したリストおよび資料（雑誌や新聞記事などでも可）。
- 4) これまでの科研費を含む外部資金の獲得状況：配分年度、資金名、課題名、代表・分担の別、配分額を明記のこと。
- 5) 現在までの研究・教育の概要：これまでの研究の概要及び教育実績について、1,000 字程度で記述すること。
- 6) 今後の研究・教育に関する抱負：採用された場合の研究と教育に関する抱負について、1,000 字程度で記述すること。
- 7) 照会先：応募者について問い合わせのできる方 2 名の氏名、職位及び連絡先（所属、電話番号、E-mail アドレス）を明記すること。
- 8) 主要研究業績の別刷または写し 3 編以内。

（備考）応募書類は返却しません。応募に関する秘密は厳守します。また、本公募手続きにより本学が取得した応募者の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理します。

11. 応募締切：令和 8 年 6 月 19 日（金）必着

12. 選考方法

応募書類による一次選考を行った後に、対面またはオンラインでの面接による最終選考を実施します。最終選考が対面となった場合の面接会場は新潟市内となります。ただし、その際の旅費等は支給できませんのでご了解ください。

13. 提出書類の送付先及び問合せ先

＜提出書類の送付先＞

sadojimu@adm.niigata-u.ac.jp ※「@」は半角に変更してください。

※応募書類を PDF ファイルにまとめ「佐渡自然共生科学センター教員応募（氏名）」のファイル名で保存し、上記アドレスに件名を「佐渡自然共生科学センター森林領域教員応募（氏名）」として、メールに添付してお送りください。別途、郵送による書類の提出は不要です。応募書類のファイル容量は 10 MB までとし、それ以上の容量となる場合は、下記問合せ先まで送付方法についてお問合せください。

<問合せ先>

新潟大学佐渡自然共生科学センター事務室

E-mail : sadojimu@adm.niigata-u.ac.jp ※「@」は半角に変更してください。

電話 : 0259-22-3885, FAX : 0259-22-3990

〒952-0103 新潟県佐渡市新穂潟上 1011-1

14. その他

- ・新潟大学におけるダイバーシティ & インクルージョンの推進の観点から、業績（教育業績、研究業績、社会貢献、人物を含む）の評価において同等と認められる場合、女性研究者・外国人研究者を優先します。
- ・新潟大学では、キャンパス・グローバル化の実現に向けて、グローバル対応力の高い教員の採用を推進しており、多様な言語を母語とする学生、研究者との日本語、英語を使ったコミュニケーション能力のある方の応募を歓迎します。
- ・新潟大学では、ダイバーシティ推進室 (<http://www.niigata-u.ac.jp/geo/>) を設置し、女性研究者支援を推進しています

（備考）新潟大学、佐渡自然共生科学センター、森林領域（演習林）の概要については、下記のホームページをご参照ください。

- ・新潟大学 <https://www.niigata-u.ac.jp>
- ・新潟大学佐渡自然共生科学センター <https://www.sices.niigata-u.ac.jp/>
- ・森林領域（演習林） <https://www.forest.sices.niigata-u.ac.jp/>

○新潟大学佐渡自然共生科学センターに所属する任期制教員の再任審査に関する要項

(令和6年3月29日佐渡自然共生科学センター長裁定)

第1 趣旨

この要項は、佐渡自然共生科学センター（以下「センター」という。）に所属する国立大学法人新潟大学大学教育職員の任期に関する規程（平成16年規程第84号）に基づき任期を定めて雇用されている教員（以下「任期制教員」という。）の再任審査について、必要な事項を定めるものとする。

第2 再任審査

佐渡自然共生科学センター運営委員会（以下「センター運営委員会」という。）は、任期制教員を再任しようとする場合には、この要項に基づき再任審査を行わなければならない。

第3 審議機関

センター運営委員会委員長は、再任審査を必要とする人事が生じた場合は再任審査を行うため、教員再任審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

第4 審査委員会

- 1 審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 佐渡自然共生科学センター副センター長
 - (2) 再任審査しようとする任期制教員が所属する領域（以下「関係領域」という。）の領域長
 - (3) 関係領域から選出された教員 若干人
 - (4) 各領域（関係領域を除く。）から選出された教員 各1人
- 2 前項に規定する者が、審査を受ける当事者であるときは、当該当事者は委員から除外するものとする。

第5 委員長

- 1 審査委員会に委員長を置き、第4第1号に規定する者をもって充てる。
- 2 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

第6 会議

- 1 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 2 議事は、出席委員の3分の2以上の多数をもって決する。

第7 審査の方法

審査は、書類審査、面接審査等の方法とし、総合的評価により審査するものとする。

第8 審査項目及び審査基準

審査項目及び審査基準は、別表に定める事項及び基準によるものとする。

第9 審査の手續等

- 1 再任を希望する任期制教員は、任期満了の7月前までに別に定める再任審査申請書によりセンター運営委員会委員長に申し出るものとする。
- 2 センター運営委員会委員長は、前項に規定する申出があった場合は、当該再任審査申請者に係る審査委員会を設置し、審査を行うものとする。
- 3 審査委員会は、別表の審査基準に基づき総合的に評価し、審査を行うものとする。
- 4 審査委員会は、前項の審査結果をセンター運営委員会に報告する。
- 5 センター運営委員会委員長は、前項の報告に基づき再任の可否を決定し、別に定める再任審査結果通知書により本人に通知するものとする。

第10 不服申立及び再審査等

- 1 再任審査において再任を否とされた任期制教員は、その結果に不服がある場合は、第9第5項の通知を受けた日から7日以内にセンター運営委員会委員長に文書により再審査を請求することができる。
- 2 センター運営委員会委員長は、前項の請求があった場合は、センター運営委員会に再審査を付託するものとする。

第11 その他

この要項によるもののほか、再任審査に関し必要な事項は、センター運営委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施し、令和6年1月1日から適用する。

別表(第8関係)

任期制教員の再任審査に関する審査基準

1 教育活動に関する事項

基準

学生教育(講義・実習・演習、卒業研究など)に熱心に取り組んできた実績を有すること。

2 研究活動に関する事項

基準

佐渡自然共生科学センターの目的を理解し、その目的にかなう研究の実績を有し、かつ継続的に研究を遂行できると判断されること。

3 社会連携活動に関する事項

基準

佐渡自然共生科学センターの目的を理解し、その目的にかなう社会連携活動に関わる実績を有すること。

4 管理運営に関する事項

基準

佐渡自然共生科学センターの事業を積極的に構築すること。また、当該事業の管理運営にかかわる実績を有すること。

5 その他佐渡自然共生科学センター運営委員会が必要と認める事項